

令和5年第10回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和5年10月25日(水) 午後3時00分から午後4時02分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 佐藤 光好
一番委員 岡田 史絵
二番委員 廣津留すみれ
三番委員 古城 一
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
教育総務課長	安東 英児
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小池 桂子
教育総務課参事	額賀 寛

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子
教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第67号) 令和5年度県費負担教職員の目標管理(中間評価)及び能力評価について

(教議第68号) 県費負担教職員の処分について

(教議第69号) 令和6年3月末教職員定期人事異動方針について

(教議第70号) 教育財産の取得の計画について

教職員定期人事異動方針」に沿って執り行われますが、本市におきましては、その県の方針を基本とし、本市教育の充実発展に資するよう、独自に方針を定めております。

「1 一般方針」につきましては、(1)の広域人事の推進と本市の実態に立った適材適所の配置、(2)の児童生徒数の推移を踏まえた人事異動の推進、(4)の年齢・性別・免許・特技等を考慮した教職員構成の適正化などを主眼に置いております。

「2 任用」につきましては、(1)、(2)の、校長及び副校長・教頭の任用では、教育的識見、管理運営の能力等を勘案し、採用選考により適任と認められ、採用資格保有者名簿に登載された者の中から採用いたします。(3)の学校支援センター所長につきましては、勤務成績良好な者を試験によらない選考により採用を行うこととなっております。

(4)の主幹教諭につきましては、教頭採用資格保有者選考試験の第1次試験合格者から教頭に任用されない者を採用することとなっております。(5)の指導教諭につきましては、市教委の推薦に基づき、能力評価等を踏まえて選考し、採用を行うこととなっております。(6)の教職員につきましては、採用者予定者名簿に登載された者から採用することとなっております。

なお、本年度は、再任用校長から特例任用校長となり、引き続き、選考試験が実施されます。受験資格は現に校長の職にあり、令和6年4月1日時点で60歳になる者となっております。任用は1年でございますが、特例任用終了後も1年間は暫定再任用校長として更新することとなっております。令和5年度は、本市におきまして小学校2名、中学校2名の再任用校長が勤務しております。

「3 転任」につきましては、県の「令和6年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」に沿って策定した、大分市「令和6年3月末教職員定期人事異動取扱要領」に基づいて行いたいと考えております。

その概略をご説明いたします。

教職員の人事異動におきましては、1 具体的方針（5）の、同一学校に3年以上在職した教職員を異動対象とし、特に同一学校に6年以上在職する者は原則異動を行うものとします。また、（6）では、新採用からおおむね10年以内に2か所以上の人事地域等を勤務するものとしており、1つの人事地域しか勤務していない者は、人事地域間での異動対象とします。各人事地域における勤務年数は、一地域における配置年数を、現行の「3年」を「3～4年」とすることとしております。異動先の人事地域については、中段の枠内に示しているとおり、1の中津市から14の玖珠町・九重町までの14の「人事地域」及び、Aの「離島にある学校」からIの「採用校種と異なる校種の学校」までの9つの「学校等」を人事地域としてみなすものとしております。同じく（7）の、本市において12年在職した教職員も、人事地域間での異動対象者となりますことから、過欠員の状況、各学校における経営への影響などを勘案しながら、他の市町村との人事交流に対応してまいりたいと考えております。

市内の異動につきましては、市内を5つの地区にわけ、全市的な広域異動を行うことにより、各校の教職員構成の適正化に努めて参りたいと考えております。

では、人事異動方針に戻ります。議案書の3ページをご覧ください。

5の、幼稚園教職員の異動につきまして、関係する実務は、子どもすこやか部が担当しておりますが、採用、昇任、退職などの発令は教育委員会の決定をいただくこととなりますので、この教職員定期人事異動方針に準じた取扱いとしたいと考えております。なお、取扱要領につきましては、資料10ページ～11ページに記載しております。幼稚園教諭につきましては、幼稚園のほか幼保連携型認定こども園の「大分市立のつはる認定こども園」、「大分市立さかのせき認定こども園」及び「大分市立かないけ認定こども園」が異動対象園となっております。

6の学校主事や給食調理員などの市費職員につきましては、在籍年

まず、「国の経済情勢等」でございますが、内閣府が発表した9月の月例報告によれば、「景気は緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされております。

国の財政状況については、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占め、国と地方を合わせた債務残高がGDPの2倍以上に膨らみ、主要先進国の中でも最悪の水準となっております。また、感染症や物価高騰等への対応に係る歳出が拡大し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は赤字となっており、政策的経費の一部を借金で補う状況が続いております。

次に、「本市財政の状況」でございますが、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、依然として物価高騰の影響が続いており、景気の動向は不透明な状況となっております。また、扶助費を始めとした社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の維持管理・更新に係る経費等の増加に加え、引き続き、物価高騰への対策に取り組む経費なども確保する必要があることから、本市の財政状況は決して楽観視できない見通しとなっております。

このような状況にあって、本市においては、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に 대응していくとともに、地域経済を下支えすることも求められており、事務事業の取捨選択を行いながら、様々な課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がございます。

「令和6年度予算編成への取り組み」でございますが、令和6年度の予算原案の作成に当たって、収支不足が見込まれる中、引き続き物価高騰対策に係る経費を確保する必要があることから、部局裁量経費を削減して配分する大変厳しい状況となっており、今後の物価高騰などの動向によっては、重点政策経費及び部局裁量経費の更なる減額調整も行わざるを得ない事態も想定されるところでございます。

部局においては、社会情勢の変化等により必要性が低下している事業や費用対効果が著しく低い事業、事業目的や対象者等が類似している事業など、これまで以上に徹底した見直しを行っていくことが求められております。

次に、中段の「予算原案作成にあたっての基本的事項」の3をご覧ください。

予算編成にあたっては、分権型予算制度に基づき、重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費に区分したうえ、予算原案を作成することとしており、原案作成時において、令和6年度一般財源の予算配分を基に、部内調整を行います。

最後に、予算編成にかかる日程についてでございますが、現在、各課がそれぞれ原案を作成中であり、今後、各課の原案を取りまとめ、11月14日までに財務部財政課へ提出をする予定でございます。

その後は、財政課で調整の後、財務部長による調整を行い、来年の1月下旬から2月上旬にかけて市長査定を行います。その後、3月議会に提案し、議決をいただいたところで、予算の成立となるものでございます。

なお、具体的な要求内容につきましては、次回定例の本委員会にてご説明させていただき、3月議会に提案する予算案につきましては、2月定例の本委員会にてご決定をいただく予定でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

令和6年度の歳入について、市税が前年度比12億円の増加、地方交付税等が前年度比20億円の増加となっておりますが、見込みとして含めておいてよろしいのでしょうか。

教育総務課長

市税につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症等の影響もございましたが、経済状況が回復してまいりましたことから、収入といたしましては、現実的な見込みと考えていただいいてよいと思います。

教育長

他に質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項2点目「文部科学省『令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。この度、文部科学省が調査結果を公表いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、本市の集計結果を、順次ご報告いたします。なお、本市義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めています。また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しております。

2(1)暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。報告のあった暴力行為は、小学校101件、中学校47件で、合わせて148件でございました。前年度に比べますと、小学校では5件の増加、中学校では22件の増加となっております。

暴力行為の増加は「いじめの態様」のうち、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の件数が増加したことによるものであります。なお、国は暴力行為の増加の要因として、学校行事や部活動など様々な活動が再開されたことにより、接触機会が増加したことと分析しております。

次に、(2)暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。

小中学校合わせて対教師暴力が11件、生徒間暴力が128件、対人暴力が0件、器物損壊が9件でございました。生徒間暴力では、冷やかしやふざけ合いがエスカレートした事案や、遊びの中で衝動的・感情的に暴力行為に至る事案等が見られました。対教師暴力及び器物損壊につきましては、教師の注意に対し納得できずに立腹したことや

自分の感情をコントロールできずに、暴力行為に至ってしまう事案等が見られました。

(3) 暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為を繰り返し行う児童生徒及び保護者に対しては、警察や児童相談所等の関係機関と連携しながら再発防止に向けた粘り強い指導・支援を行っております。

次に、いじめの状況でございます。

まず、(1) いじめの認知件数の推移をご覧ください。

いじめの認知件数は、小学校492件、中学校208件、合わせて700件ございました。これを前年度と比較いたしますと、小学校では10件の増加、中学校では61件の減少、合わせて51件の減少となっております。また、本市の1,000人当たりの認知件数は、18.3件であり、全国平均は53.3件となっております。

いじめの認知件数の増減につきましては、一概に申し上げることは非常に困難であります。例えば、減少した場合、各学校において、未然防止が図られており、いじめ自体が減少していることも考えられます。反面、軽微で見逃されたいじめがあることも危惧されます。若手教職員が増えていることから、研修を通じていじめの未然防止やいじめの定義に基づいた対応の徹底など、各学校に指導しているところでございます。

次に、(2) 学年別いじめの認知件数の推移をご覧ください。

小学校では5年生が、中学校では1年生が最も多くなっております。小学校では、1年生以外はほぼ同程度の件数となっており、中学校では、学年が進むにつれて件数が減少しております。

なお、全国につきましては、中学校は本市と同様の傾向が見られますが、小学校では、2年生が最も多く、学年が進むにつれて減少しております。

次に、(3) いじめの態様の推移をご覧ください。

小中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が454件と最も多く、全体の64.9%であり、次

に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が172件で24.6%となっております。これは、全国も同様の傾向であります。

次に、(4) いじめの発見のきっかけでございますが、「本人の保護者からの訴え」が最も多く40.7%となっており、全国平均(11.9%)を大きく上回っております。これは、年度当初に懇談会等の機会を設け、いじめの対応について保護者啓発を行っていることやいじめについて保護者の関心が高まっていることが要因と考えられます。

次に、(5) いじめの解消率でございますが、認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているもの(日常的に観察継続中)は471件(67.3%)であり、全国平均は77.1%でありました。

次に、(6) いじめに対する日常の取組でございますが、いじめにつきましても、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものであるとともに、陰に隠れて表面にあらわれにくく、最近では、携帯電話やスマートフォン等の児童生徒への普及により、発見しにくいという状況もございます。そのため、児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査や年2回の「hyper-QU」検査、個別の教育相談、個人ノートや生活ノートの活用、家庭訪問等により早期発見に努めております。また、今年度は4年ぶりに「いじめ防止子どもサミット」を開催し、児童・生徒会活動を通し、いじめについて考えさせる場づくりや仲間づくり等を促進しております。

教職員に対しましては、職員会議や校内研修を通じて、「大分市いじめ問題対応マニュアル」や「重大事態を踏まえた対応方針」の徹底など、いじめの問題について、管理職のリーダーシップの下、教職員間で共通理解を図り、組織的、一体的な対応に努めております。

また、いじめの解消につきましても、「いじめの防止等のための基本的な方針」による2つの要件「①いじめに係る行為は止んでいるか、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないか」に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に確認して慎重に判断し、解消と判断した後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守り、

再発防止に努めているところでございます。

続きまして、不登校の現状でございます。

不登校児童生徒数は全国的にも年々増加傾向にあり、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、全国値で令和3年度の2.6%から、令和4年度は3.2%と増加しております。なお、本市におきましては、3.7%となっております。

(1) 不登校児童生徒数の推移をご覧ください。

小学校では457人、中学校では952人が不登校となっており、前年度の結果と比較いたしますと、小学校で58人の増加、中学校で108人の増加となっております。不登校の要因として考えられるものは、小学校では、不安や生活リズムの乱れなど「本人に係る状況」が68.9%、友人関係をめぐる問題や学業の不振など「学校に係る状況」が13.1%、親子の関わり方や家庭の生活環境の急激な変化など「家庭に係る状況」が12.5%の順となっております。また、中学校では、「本人に係る状況」が70.5%、「学校に係る状況」が14.3%、「家庭に係る状況」が5.9%の順となっております。

増加の要因といたしましては、保護者の学校に対する意識の変化も考えられますが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられます。今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々の状況に応じた支援を行うことが必要であると考えております。

次に、(2) 学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。

小学校では6年生が、中学校では2年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。

次に(3) 不登校児童生徒の出現率をご覧ください。小学校においては1.77%で、56.4人に対して1人、中学校においては7.

66%で、13.1人に対して1人という割合でございます。

次に、(4) 中1不登校の変化についてをご覧ください。

小学6年生から中学1年生の不登校の増加率につきましては、令和4年度は1.4となっております。これまでも小6から中1にかけて不登校が最も増加する傾向にありますことから、校区での小中連絡会の開催や児童生徒支援引継ぎシートの作成・活用を徹底してまいりたいと考えております。

次に、(5) 不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では149人(32.6%)、中学校では301人(31.6%)となっております。特に小学校では、令和3年度66人(16.5%)から149人(32.6%)と増加しました。これは、本市のマニュアルに基づき、家庭訪問やSC・SSW等との連携を含め、各学校が不登校児童生徒に寄り添った様々な支援を行った成果だと考えております。

次に、(6) 不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組でございますが、学級担任等が電話連絡や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に応じるなど様々な指導・支援を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に相談に当たったりするほか、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ることなどを行っております。教職員に対しましては、令和4年3月に改訂いたしました「大分市不登校対応マニュアル」及びその概要版等を活用した校内研修を通して、不登校児童生徒への対応力の向上に努めているところでございます。

また、退職した教職員をスクールライフサポーターとして、今年度は中学校11校と義務教育学校に1名ずつ配置し、学校には登校できるが教室に行けない児童生徒に対し、別教室を利用して社会的自立や教室復帰に向かう支援・援助を学級担任等と連携して行っております。ICTを活用した不登校児童生徒の学習支援につきましては、県の家庭学習支援事業と市の一人1台端末貸出事業を通じ、自分のペー

スで学習に取り組める学習環境の整備に努めております。

さらに、フリースクール等が不登校児童生徒への支援のきっかけや窓口となるように、学校がフリースクール等の活動内容や支援の方法等について理解し、互いに連絡を取り合ったり、行き来しあったりし、情報共有に努めているところでございます。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

いじめの態様について、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷等」の数が少ないと感じました。ネット上に書き込んではいけないことなどについては、すでに指導されていると思いますが、ネットに書かれた側の対応もしっかり指導しておくことが大切だと思います。いじめの態様の中でも仲間はずれにされたり叩かれたりすることは、教師や周りの生徒を見つけやすいと思いますが、ネット上では見つかりにくいこともあり、あきらめざるを得ない生徒がたくさんいるのではないのでしょうか。社会人においてもネット上の誹謗中傷は多く、大人が子どもに手本を示すことができていない状況ではありますが、ネット上でいじめを行うと情報開示請求から処分や逮捕に至るようなケースもあるということ、また、書かれた場合も対処の仕方があるということなどを生徒指導の中に加えておくことが必要ではないのでしょうか。

学校教育課長

SNS上での書き込み等については、子ども同士でも大人でも非常に発見しづらい状況にあることから、書き込まれたと認識した時にすぐ大人に相談できるかが早期解決のポイントの1つだと考えております。これは、SNS上のいじめに限らず、全てのいじめに通じることでもあり、SOSダイヤルや相談できる機関も併せて周知しているところでございます。

また、いじめは人を傷つける、やっちはいけない行為であるとともに、犯罪行為として取り扱われることもあるということを学ばせるとともに、警察と連携して説諭等をしていただくことも必要であると考えております。

委員

いじめの発見のきっかけについて、もう一度説明していただけます

でしょうか。

学校教育課長 本市においては「本人の保護者からの訴え」が40.7%で、全国平均の11.9%を上回っております。

委員 その理由としては、懇談会等で保護者に依頼をしているということでしょうか。

学校教育課長 ケースバイケースですが、いじめは、教師の見ていないところで行われていることも多く、直接発見することが難しい場合もありますとともに、子どもがその場で教師に伝えることができない場合もありますことから、家庭で話などを聞いた場合は、学校にご連絡くださいとお伝えしているところでございます。

委員 自分たちの問題は自分たちで解決するというような形の教育も一方で必要ではないかと思っているところです。

委員 関連してですが、おそらく保護者は自分の子どもから聞くことだけではなく、周囲の子どもの保護者からの情報もある中で、学校に相談しているのではないのでしょうか。保護者の話だけで対応を決めてしまうのではなく、大変難しいと思いますが、時系列を振り返りながら、当該の子どもと周囲の子どものにしっかり聞き取りを行っていただきたいと思えます。

学校教育課長 生徒指導の三機能の中に「自己決定の場を与える」ということがございますことから、自分たちで考えて自分たちで解決する力も同時に培っていかねばならないと考えております。

委員 いじめに対する日常の取組の中の、年2回のアンケート調査について、年度初めと中間に加え、年度を振り返るアンケートも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

学校教育課長 年2回と記載しておりますのは、大分市で行っている学級集団検査「hyper-QU」のことで、他にも各学校では、月1回から最低でも学期に1回は生活アンケートを行っております。その中で、子どもたちからいじめに関することや悩み等の記載があった場合は、すぐに対応することにしております。また、生活ノート等への記載内容や書き方などからも、子どもたちの心の変容や等を総合的に判断するようにし

ているところでございます。

委員

不登校につきましては、全国紙の一面にも取りあげられておりました。大分市は増加率が平均よりも高いということでしたが、社会も変容し、私たち社会人もリモートワークや働く場が固定されないような社会状況でもあります。一方で、年に1回学校で行っている出前授業では、学級に数人は不登校生徒がいて、社会性を身につけるといふ点においては、残念だなという気持ちになります。

この不登校児童生徒の増加につきましては、以前、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の検討を提案いたしました。テレビの特集番組の中では、登校時間が自由であったり、設置に当たってはいろいろな仕組みづくりなどが必要でしょうし、大変なことだとは思いますが、何か手立てを講じなければとの思いから、設置の要望ではなく、検討の着手について提案した次第です。九州では鹿児島県の1校のみでしたし、公立もそれほど多くない状況だと思いますが、何か新しい取組によって、市外や県外からの人口増も見込まれるのではないのでしょうか。今回このデータを拝見して、改めて検討の着手について申し上げました。

教育長

この件につきましては、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）もその1つですが、メタバースを活用した取組も研究しておりますことから、いろいろな形で幅広く検討していきたいと考えております。

委員

増加している状況であることから、解決のために何かに特化して取り組んではいかがでしょうか。非常に心配です。

委員

指導の結果、登校できるまたはできるようになった児童生徒が30%程度いることは素晴らしいことですが、それを考慮しても、大分市全体で毎年増加しているということでしょうか。また、新しく不登校になった児童生徒が多いということでしょうか。

学校教育課長

そうでございます。

教育長

他にご質問等ございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは次に教議第67号「令和5年度県費負担教職員の目標管理(中間評価)及び能力評価について」を議題といたします。
なお、これより秘密会の審議となります。
傍聴の方はご退席ください。

教育総務課長 教議第67号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
また、議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教育長 それでは、事務局、説明をお願いします。
(議案審議の結果、教議第67号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは次に、教議第68号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。
(議案審議の結果、教議第68号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長 それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

教育長 以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

教育総務課長 11月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。
11月21日火曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。
なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。
以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。
(午後 4時02分 閉会)